

申告は正しくお早めに！

市民税・県民税および所得税確定申告の相談所を、2月12日（水）から3月16日（月）まで開設します。平成31年1月1日から令和元年12月31日までの1年間の所得について計算のうえ、申告してください。

税の申告時期です

（申問）税務課（氷上庁舎内） ☎ 82-2070 ☎ 82-1821

期限内に必ず申告を！

提出された申告書は、所得証明・年金・福祉医療・保育所の入所や公営住宅入居などの手続きの際に必要な資料です。申告がないと諸証明が発行できませんので、期限内に申告してください。

お知らせ

令和元年分の確定申告から、住宅ローン控除の控除期間が10年→13年に、3年間延長されます。消費税率10%が適用される住宅などで、令和元年10月1日から令和2年12月31日までに入居された場合が対象です。

お願い

申告は自分で計算して申告する「自書申告」です。収支内訳書や医療費控除の明細書は、事前に作成し、控除に必要な証明書、印鑑を忘れずに持参してください。

申告相談の日程

市税務課・各支所・税務署では申告相談は行いません。

次の①～⑨の相談は、柏原住民センターおよび丹波篠山市民センターで受け付けます。

①収支内訳書の作成②肉用牛の売却による所得③土地・株式等譲渡所得の申告④雑損控除⑤住宅借入金等特別控除※初年度のみ⑥青色申告⑦仮想通貨の売却などによる所得⑧先物取引に係る雑所得など⑨消費税の申告

※昨年、農業の申告を行い、償却資産の計算書類を受け取った人は、必ずその書類を申告会場へ持参してください。

会 場	日 程	受付時間
丹波篠山市民センター （篠山市黒岡 191-1）	2月17日（月）～27日（木）	午前9時～午後4時
柏原住民センター （センター会場）	2月28日（金）～3月16日（月）	午前9時～午後4時
青垣住民センター	2月12日（水）～14日（金）	午前9時～午後4時
氷上住民センター	2月17日（月）～21日（金）	
ライフピアいちじま	2月25日（火）～28日（金）	
山南住民センター	3月2日（月）～5日（木）	
春日住民センター	3月10日（火）～13日（金）	

※柏原住民センターおよび丹波篠山市民センターは、税務署・税理士・県税事務所・市税務課による合同会場となります。青垣・氷上・市島・山南・春日の各会場では、市税務課が相談業務を行います（土・日・祝などを除く）。

※柏原住民センターおよび丹波篠山市民センターは開設から3日間、そのほかの各会場は前半に込み合うことが予想されますので、ほかの開設日への来場を検討してください。※混雑状況によって受付時間を短縮する場合があります。

3

その他

市民税・県民税・ 確定申告共通

①平成 28 年分以降の申告書の提出時には、必要書類と併せて、個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。個人番号カードまたは個人番号通知カードと本人確認書類（運転免許証など）を持参してください。

②社会保険料は年金・給与からの天引分を除き、自動的に所得控除に反映されません。社会保険料控除を受けたい人は、申告してください。

③年金所得者で、その年中の公的年金などの収入金額が 400 万円以下であり、かつ、その年分の公的年金などに係る所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、確定申告は不要です。ただし、右記の「市民税・県民税の申告が必要な人」に該当する場合は市民税・県民税の申告が必要です。

税務署での申告相談について

柏原税務署での面接相談（全税目）は、2 月 16 日～3 月 31 日を除き、事前予約が必要です。実際に書類の確認が必要な時など、電話での相談が困難な場合には、事前に相談日時の予約をお願いします。

①柏原税務署 ☎ 72-1130 へ電話し、②自動音声案内「2」を選択、③「相談の予約をしたい」と伝えてください。

個人（所得税等）：火・金曜
資産（相続、贈与、譲渡）：水曜
法人（法人税等）：月～金曜
※申告相談会場へ行く場合、事前予約は必要ありません。

与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の所得との合計額が 20 万円を超える人

③令和元年中の給与収入金額が 2 千万円を超える人

④年末調整で控除を受けた扶養親族などに誤りのある人
[給与所得者以外]

令和元年中の各所得金額の合計額が、扶養控除などの人的控除やそのほかの所得控除の合計額より多い人

確定申告をすると 所得税が還付される人

①給与所得者で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを受ける人

②所得が公的年金のみで、源泉徴収された所得税を納め過ぎの人

③令和元年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎの人

④そのほか予定納税額や源泉徴収税額を納め過ぎの人

所得税の電子申告 (e-Tax) について

国税庁ホームページでは、確定申告書などの作成、e-Tax による送信（提出）ができます。

①マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンを持っている人は、1 月 31 日からサービス開始予定のスマートフォンを利用した e-Tax 送信を活用ください。

②マイナンバーカードを持っていない人は、税務署で発行する ID・パスワードで e-Tax による送信が可能です。詳細は柏原税務署個人課税部門（☎ 72-1131）に問い合わせてください。



1

市民税・県民税の申告

申告が必要な人

①令和 2 年 1 月 1 日現在、丹波市に住所があり、令和元年中に事業所得、不動産所得、雑所得（公的年金などを含む）などがあった人
※市民税・県民税の申告は、所得税の確定申告をしたことにはなりません。

②令和元年中に収入がなかった人のうち、同一生計配偶者または扶養親族となっていない人

③課税（非課税）証明書、所得証明書などの発行が必要な人

申告が不要な人

①所得税の確定申告をした人

②給与収入のみで、年末調整をした人

③公的年金収入のみの人

※上記②または③の場合でも、所得控除の追加・変更がある場合は申告が必要です。

申告は 3 月 16 日までに してください

市民税・県民税申告書を 1 月下旬に送付します。申告書は、税務課、各支所に設置しています。『令和 2 年度市民税・県民税申告のてびき』を参考に必要事項を記入し、市税務課、各支所または申告相談会場へ提出してください。

2

所得税の確定申告

申告が必要な人

[給与所得者]

①給与を 1 力所から受けていて、給与所得や退職所得以外の所得の合計額が 20 万円を超える人

②給与を 2 力所以上から受けていて、年末調整されていない給